

令和 7 年厚木市農業委員会 8 月定例総会議事録

日 時 令和 7 年 8 月 25 日 月曜日 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 山 川 宏 司

農業委員

1 番 小 池 よし子

2 番 早 川 暁

3 番 内 海 則 行

4 番 井 上 慎 一

5 番 曾 根 義 久

6 番 高 澤 友紀子

7 番 鈴 木 好 弘

8 番 三 橋 澄 夫

9 番 清 田 徳 治

10 番 大 矢 和 人

11 番 中 丸 豊

12 番 松 前 進（会長職務代理者）

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主査

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告 16 件）
- 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（報告 10 件）
- 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（報告 1 件）
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告 5 件）
- 5 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 件）
- 6 議案第 32 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）
- 7 議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（3 件）
- 8 議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について（19 件）
- 9 議案第 35 号 「令和 8 年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」及び
「令和 8 年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和7年厚木市農業委員会8月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、2番の早川暁委員、3番の内海則行委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、7月11日から8月12日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、7件、8筆、面積は6,891平方メートルでございます。

法第5条につきましては、9件、12筆、面積は3,311平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、16件、20筆、面積は10,202平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、7月11日から8月12日までに受付したものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は8人、農地の所有権を取得された相続人は8人、筆数は延べ41筆、面積は延べ29,484平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。
御報告する案件は1件でございます。

対象地は棚沢字町田2筆、登記地目はともに田で、合計面積は976平方メートルでございます。

賃貸人は愛川町中津にお住まいのAさん、賃借人は相模原市南区鶴野森3丁目にお住まいの被相続人B相続人Cさんでございます。

賃借人の死亡により、令和7年8月7日に合意解約されたものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。
御報告する案件は5件でございます。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、小田原市本町1丁目の亡D相続財産相続財産清算人弁護士Eさん、対象地は岡津古久字森下1筆、登記地目は畑、面積は664平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和59年頃から山林化し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋澄夫委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、金田にお住まいのFさん、対象地は金田字下タ原1筆、登記地目は畑、面積は4.53平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和50年頃から住宅敷地として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上慎一委員及び中丸豊委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、金田にお住まいのGさん、対象地は金田字下タ原1筆、登記地目は畑、面積は33平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和50年頃から住宅敷地として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上慎一委員及び中丸豊委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて4番でございます。

証明願の提出者は三田2丁目にお住まいのHさん、対象地は三田字前河原1筆、登記地目は畑、面積は591平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和60年頃から河川敷の一部となり、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘委員に資料等による確認をいただいたものです。

最後に5番でございます。

証明願の提出者は中町4丁目の亡I相続財産相続財産清算人弁護士Jさん、対象地は上荻野字泉1筆、登記地目は畑、面積は588平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成17年頃から山林化し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根義久委員及び高澤友紀子委員に資料等による確認をいただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

なお、1番から3番までのうち、3番につきましては、農地の取得に当たり、農地法第3条の2項に掲げる相当の事由に該当するかどうかを別途審議するため、1番と2番について、先に議題とします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番について、御説明いたします。

お諮りする案件は3件でございます。

1番でございます。

対象地は金田字下タ原1筆、現況地目は畑、面積は4.25平方メートルです。

渡人は金田にお住まいのFさん、受人は金田にお住まいのGさんです。

農業経営の安定のための売買契約による所有権移転で、農地への進入路としての利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、草刈り機。

労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

続いて2番でございます。

対象地は岡津古久字森下1筆、現況地目は畑、面積は1,421平方メートルです。

渡人は小田原市本町1丁目の亡D相続財産相続財産清算人弁護士Eさん、受人は中町4丁目の株式会社K代表取締役Nさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター2台、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人及び社員の2人です。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程 5、議案第31号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の 1 番、2 番については、許可することに決しました。

続いて、日程 5、議案第31号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の 3 番について、議題いたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第31号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の 3 番について、御説明いたします。

対象地は小野字公所 3 筆、現況地目は全て畑、合計面積は2,745平方メートルです。

渡人は小野にお住まいの L さん、M さん及び N さん、受人は小野の医療法人社団 O 理事長 P さんです。

リハビリテーション農業開設のための売買契約による所有権移転で、露地野菜、果樹及び花きの利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、草刈り機。

「農地所有適格法人」及び「解除条件付の使用貸借又は賃貸借をする一般法人以外の法人」が耕作目的で農地の権利を取得しようとする場合には、原則として、農地法第 3 条の許可をすることができないこととされています。

ただし、「学校法人、医療法人、社会福祉法人等が、教育実習農業、リハビリテーション農場等、教育、医療又は社会福祉事業の運営に必要な施設の用に供するため権利を取得する場合」は例外として許可されます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入りますが、事務局の説明にもありましたように、3 番につきましては、「学校法人、医療法人、社会福祉法人等が、教育実習農園、リハビリテーション農業等、教育、医療又は社会福祉事業の運営に必要な施設の用に供するため権利を取得する場合」に該当するかを判断する必要があります。事業計画書に加え、状況を農業委員会等に関する法律第35条の規定に基づき、受人である医療法人社団 O、説明員 Q さんから、事業計画書等について説明していただきます。

それでは、医療法人社団 O、説明員 Q さんに入室していただきます。

受人を入室させてください。

〔Q さん入室〕

<議長>

Qさんお忙しいところ、大変御苦勞様です。

本日は、今回取得される農地の事業計画等についてお聞きするためにお越しいただきました。

それではTさん、簡潔に説明をお願いします。

[Qさん事業計画説明]

<議長>

Qさんありがとうございます。

ただいま、Qさんから御説明をいただきましたが、これより質疑に入ります。何か質問がありますか。

<三橋澄夫委員>

資料の中にあるレイズドベッドの写真はどこで撮影されたものか。

<Qさん>

富山県にある「光ヶ丘病院」で撮影されたものです。

花壇の高さによっては車椅子の方でも作業ができることから計画しています。

<三橋澄夫委員>

作業する者の衛生管理はどのように考えているか。

<Qさん>

病院にあるビニール手袋の着用、手指の消毒、手洗い用のウォーターサーバーの設置を考えています。

また、自分で手が洗えない場合は、職員が清拭を行います。

<三橋澄夫委員>

わかりました。夏場でも雑草が生えないよう、こまめに草刈り等を行ってもらいたいと思います。

<Qさん>

承知いたしました。

<鈴木好弘委員>

収穫後の作物はどのように活用するのか。病院の食堂等で使用するのか。

<Qさん>

現状は職員に配布する予定ですが、ゆくゆくは食堂等で活用できないか検討しています。

<議長>

他に質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切ります。

Qさんには、ここで退室していただきます。お疲れ様でした。

〔Qさん退室〕

〈議長〉

ただいま、説明が終わりました。改めて質疑に入りますが、何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程5、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番については、許可することに決しました。

次に、日程6、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主査〉

ただいま議題となりました議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象地は三田字上川原2筆、登記地目はともに田、合計面積は891平方メートルです。

申請人は、三田にお住まいのRさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

申請人は、大磯町に事業本所を構え運送業を営む、株式会社Sから駐車場として借地依頼を受けたことから、申請されました。

なお、株式会社Sは、三田及び荻野地域での業務が多く、現在は事業本所のある大磯から藤沢市内にある支店の駐車場を経由し、運搬車に乗り換えて本市へ来ており、申請地を駐車場とすることで、時間の短縮、業務効率の向上が見込まれることから、申請人へ駐車場の借地依頼をしたものです。

農地区分は、300メートル以内に睦合北地区市民センターが存する第3種農地です。

北東側を出入口とし、全面転圧・砂利敷きし、駐車場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、道路と接する北東側及び南西側に鋼板柵を新設、また、南東側は隣地側既設の鋼板柵、北西側は隣地側が申請地より高く、加えて既設のコンクリート壁が設置されており、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当とすることに決しました。

次に、日程7、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主査>

ただいま議題となりました議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は温水字赤羽根2筆、登記地目はともに畑、合計面積は224平方メートルです。

借人は愛名にお住まいのTさん、貸人は温水にお住まいのUさんです。

本申請は、使用貸借権設定による分家住宅となる自己住宅建築のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

借人は、高齢になる両親を将来にわたってサポートし、農地を守るべく、両親が住む農家本家と農地がある温水地内に分家住宅を建てるために今回申請されたものです。

申請地の南東側及び北東側は畑、南西側は国有畦畔地、北西側は道路に接しております。

道路に接する北西側全面が出入口となり、分家住宅を建築する計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口となる北西側を除く全てにコンクリートブロックを新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて2番でございます。

対象地は林三丁目3筆、登記地目は全て田、合計面積は1,157平方メートルです。

受人は東京都新宿区新宿6丁目のV株式会社代表取締役Wさん、渡人は中町4丁目の亡X相続財産相続財産清算人弁護士Yさん外1人です。

本申請は、所有権移転による貸資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に睦合西地区市民センターが存する第2種農地です。

受人は東京都新宿区の法人で、愛川町の有限会社Zから貸資材置場の借地依頼を受け、不動産賃貸事業として貸資材置場を整備するため今回申請されたものです。

申請地の東側、西側及び南側は道路、北側は畑に接しております。

東側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、貸資材置場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除いた土地境界沿い全てにコンクリートブロックを新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて3番でございます。

対象地は三田字上川原2筆、登記地目はともに田、合計面積は1,000平方メートルです。

受人は三田のa有限会社取締役bさん、渡人は三田2丁目にお住まいのHさん外1人です。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に睦合北地区市民センターが存する第2種農地です。

受人は三田の法人で、現在、申請地と同じ三田地内にて中古家電製品の保管場所を借りて事業を展開していますが、地主都合により現借地を返還しなくてはならず、中古家電製品販売事業を取りやめ、これまでは在庫を抱えずネット販売等を行っていた中古自動車販売・輸出業を今後は主力事業にすることとしており、新たな車両置場が必要となったことから今回申請されたものです。

申請地の東側及び南側は道路、北側は田、西側は水路に接しております。

東側及び南側の道路の交差点の隅切り部分に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、車両置場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き、東側、南側及び北側には鋼板柵、西側にはコンクリートブロックを新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましても、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程8、議案第34号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第34号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、御説明いたします。

今月は貸借の開始期が令和7年10月1日のものについてお諮りいたします。

「農地中間管理権の設定関係」、こちらは、農地の所有者と農地中間管理機構との間の権利設定の部分となりますが、案件としましては、10件、13筆、合計面積は10,943平方メートルでございます。農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行が6件、新規が4件でございます。

全て使用貸借権の設定で、設定期間については、全て3年間でございます。

次に、「賃借権又は使用貸借による権利の設定関係」、こちらは、農地中間管理機構と転借を受ける耕作者との間の権利設定の案件となりますが、案件としましては、9件、13筆、合計面積は10,943平方メートル。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行が6件、新規が3件でございます。

全て使用貸借権の設定で、設定期間については、全て3年間でございます。

なお、転借人については農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定にする要件を満たしているものとございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第34号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第34号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決しました。

次に、日程9、議案第35号「令和8年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」及び「令和8年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」についてを議題とします。

始めに、本議案についての所管担当理事である鈴木農政担当理事の説明を求めます。

<鈴木農政担当理事>

ただいま、議題となりました議案第35号「令和8年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」及び「令和8年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について御説明いたします。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する意見、農林業施策及び予算に関する要望について、厚木市長に提出するものでございます。

6月25日に開催いたしました農政対策検討会で決定した意見及び要望の要領に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様から、農業生産力の増大、農業従事者の地位向上のため、最適化の推進に関する意見では「農地等利用最適化推進施策について」など3つの大項目、農林業施策及び予算要望では「都市農業の振興策について」など3つの大項目に加え、「特定開発事業後の周辺農地への影響について」「米対策について」の2つの新規大項目に係る御意見・御要望を御提案いただきました。

先般8月8日に農政対策検討会を開催し、取りまとめを行ったものを本日議案として上程させていただきました。

今回は、新たな項目も設けております。

詳細につきましては、事務局からの説明とさせていただきますが、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<議長>

鈴木農政担当理事、ありがとうございました。

続けて、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

「令和8年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」及び「令和8年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について御説明申し上げます。

8月8日に開催いたしました農政対策検討会において、御検討いただきました意見・要望の内容につきましては、検討会でお諮りした文案のとおりですので、個別の説明は省略させていただきます。

意見・要望の項目数としましては、24項目。内訳としましては、新規が2件、一部新規が4件、継続が18件となっております。

決定後、9月11日に市長へ提出することとなります。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第35号「令和8年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」及び「令和8年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第35号「令和8年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」及び「令和8年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」については、原案のとおり決定されました。以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和7年厚木市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。

令和7年8月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
